

(その四)

万延元年（一八六〇年）三月十七日 資料三三五号
本堂、椿本社、釣鐘堂の修復について

解説 本堂、椿本社、釣鐘堂の修復についての指示書である。

古市役所から出状の宛先が坊でなく、御留守居僧となっていることに注目したい。当時福寿院住持南海は国元秋田へ帰っていて坊に住持は不在で、南海の弟子である丈雅、卓山が残住するだけであったため御留守居僧としたのであろう。

寄託文書三二八号（その五に掲載）には「本堂鎮守社を始、山内甚見苦敷相成御座候ニ付、引続御修覆奉願候ハ、御時節柄奉恐入候ニ付」と古市の指示にもかかわらず、何らかの故障で元治元年（一八六四年）になっても本堂や椿本社 of 修復は実現しなかったようである。日付の閏三月は万延元年（一八六〇年）である。

原文

宛先 御留守居僧様

以手紙得御意候、此節弥無御障跡重奉存候、就者過日致見分候本堂、椿本社并釣鐘堂共、御修覆之義、積リ書之通ニ而申付候之間、早々取掛リ候様ニと村役人江向申達し候儀ニ御座候、就而者、手を抜且は龜末之儀不致様、乍御世話御氣を付可被下候、猶又足代入用ニ山内ニ御座候古木之内、貸渡候御答ニ付、申出候ハ、御貸渡可被下候、先は右之段得御意度如斯御座候以上

閏三月（万延元年 一八六〇年）三月十七日

古市

勘定所役共